

令和7年度 滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金 申請等の手引き

令和6年度から**手続きの流れに変更が生じています**ので、必ず確認してください。なお、手続きの流れを把握していなかったことによる書類提出の遅延等は、考慮できませんので、御留意ください。

【主な留意点】

- ①「介護ロボット」「ICT」の申請区別がなくなりました。
- ②見守り機器の導入に伴う通信環境整備としての基準額設定は廃止になりました。通信環境整備にかかる経費は、介護テクノロジーの導入または介護テクノロジーのパッケージ型導入の基準額に含んで計算します。
- ③**令和7年9月3日(水)までに**「専門相談会(詳細は、本手引き9～11pに記載)」の申込を完了されない場合、事前協議書を提出することができません。(専門相談会への参加が事前協議書の提出にあたり必須となります。)

I 手続きの流れ

<時期の目安>

7月下旬～

①交付条件等の確認

「滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金交付要綱」、Q&A、申請様式を必ず確認してください。

②専門相談会の参加【要事前申込】

- 「専門相談会」に参加することが事前協議書提出にあたり必須となります。
- 参加にあたっては、経営層（法人理事、施設長、管理者等）1名および現場職員（リーダー、一般職員等）1名以上により構成される計2名以上での参加を原則とします。（専門相談会内で実施するワークの効果を最大化するため、計3名以上の職員での参加を推奨。）
- 参加申込は令和7年9月3日（水）までの受付となり、申込を完了されない場合、事前協議書を提出することができませんので、御注意ください。なお、詳細は「Ⅲ 専門相談会の概要」を必ず確認してください。

③事前協議書の提出【協議様式・関係書類】

提出期限：**9月30日(火)消印有効**

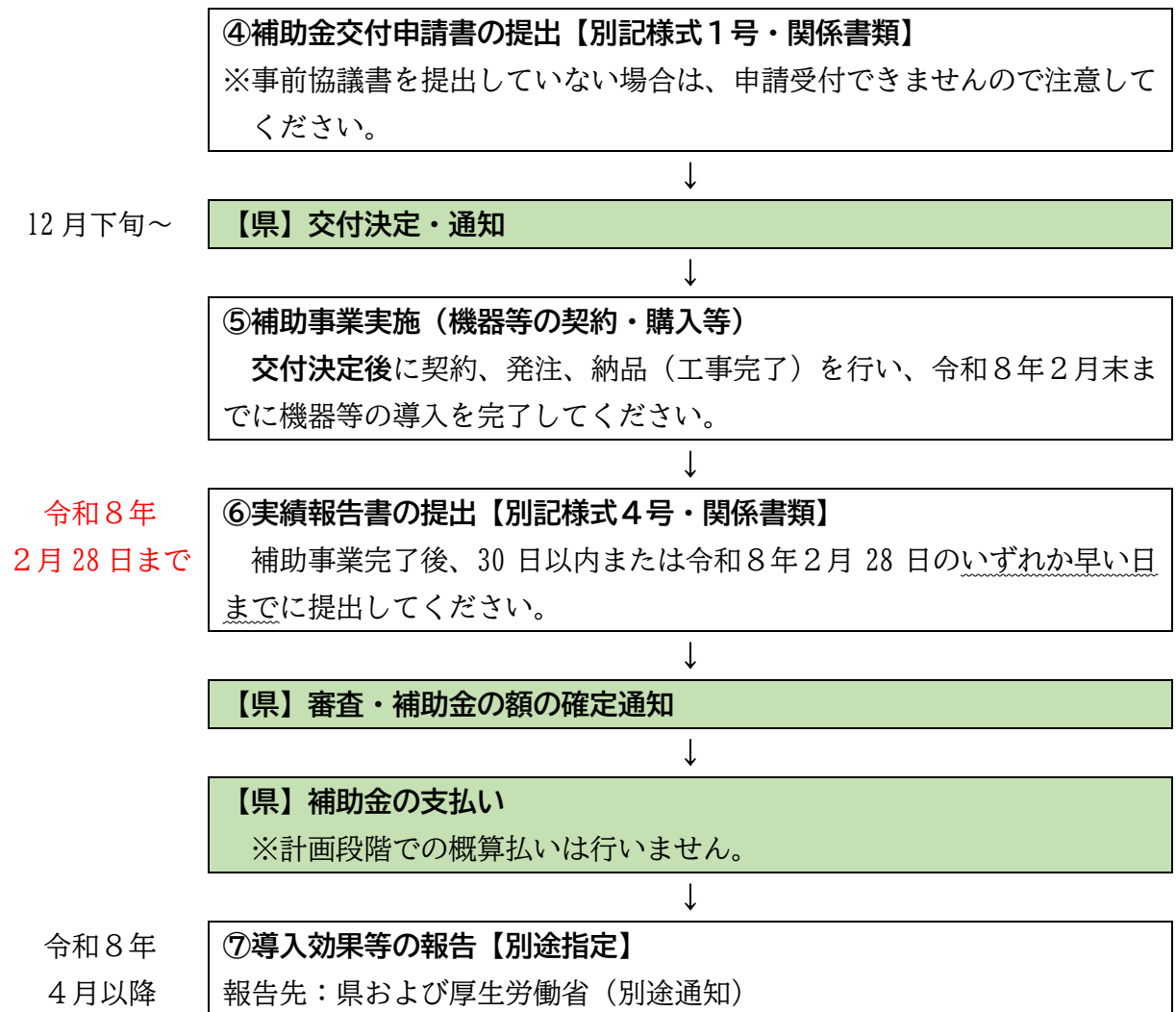


12月上旬～

【県】審査・採否の決定（交付の内示通知）

- 要件を満たす協議書が予算額を超えた場合は、県が定める優先基準に基づき選考します。
- より多くの事業所へ補助金を交付するため、協議書に記載いただいた額から減額して、採択する場合があります。あらかじめ御了承ください。





※ 交付決定・通知が令和7年12月下旬以降になる見込みであることから、導入（契約や機器の購入等）にかけられる期間は、令和8年1～2月の約2か月となるスケジュールです。

交付決定後、補助金交付申請書の内容に基づき、県および滋賀県介護現場革新サポートデスクの判断により、効果的な運用に向けた伴走支援の提供を行う場合があります。

その際は、原則として、伴走支援を受けてください。

Ⅱ 補助金の概要

1 目的

介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着を促進するとともに、介護サービスの質の向上に資することを目的とします。

2 補助対象事業所

補助対象事業者は、以下のとおりとします。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。）に基づく指定または許可を滋賀県内で受け、介護サービスを提供する事業者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。）に基づく指定または許可を滋賀県内で受け、介護サービスを提供する養護老人ホームおよび軽費老人ホーム

3 補助対象機器等

補助対象経費は、以下に掲げる要件のいずれかに該当するもので、販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものとし、補助対象経費は、介護テクノロジー導入のための購入およびリースにかかる経費（設置工事費、保険料、メンテナンス費用等、通信費、消費税および地方消費税は含まない。）。

【介護テクノロジーの導入】

- ① 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下、「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。なお、「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象となる。
 - ・福祉用具情報システム（TAIS）
（掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>）
- ② 介護テクノロジーの導入に付帯して必要となる Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）や PC・タブレット端末等は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする。
- ③ 介護業務支援に該当する「介護ソフト」については、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、介護記録等のデータについては、CSV ファイル、JSON ファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。
- ④ 居宅介護支援事業所および居宅サービス事業所（介護予防含む）が介護ソフトを申

請する場合については、国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果および厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

- ・ ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト（国民健康保険中央会）

（掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>）

- ・ 介護ソフトの機能調査（厚生労働省）

（掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou）

- ⑤ 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。

【介護テクノロジーのパッケージ型による導入】

介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する際の経費。

例)

- ・ 介護ソフト＋見守り機器

- ・ 介護ソフト＋機能訓練、食事・栄養管理、認知症ケアを支援する機器・システム 等

【導入支援と一体的に行う業務改善支援】

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（業務改善を支援する事業者）が、介護事業所において、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援も対象とする）等の支援を行う経費。ただし、本事業の実施や個別の契約がなければ、本事業を実施する介護事業所に対して業務改善支援や研修・相談等を行う立場になりえない事業者に係る経費でなければならない。（メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象にならない。）

4 補助額

【介護テクノロジーの導入】

1 機器につき導入経費の5分の4以内 ※2

（補助限度額

- ・ 移乗支援、入浴支援および要綱第3条（1）イで示す機器：100万円

- ・ 介護業務支援に該当する「介護ソフト」：

職員数に応じて必要なライセンス数変動する等、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、下表に示す基準額とする。

ただし、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

また、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所または居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、交付申請時点で「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、下表に示す基準額に5万円を加算する。

1 職員数（申請時点） ※1	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

・上記以外：30万円）

【介護テクノロジーのパッケージ型による導入】

1 事業所につき導入経費の5分の4以内 ※2

（補助限度額 1,000 万円）

【導入支援と一体的に行う業務改善】

1 事業所につき導入経費の5分の4以内

（補助限度額 48 万円）

※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

※2 補助額のうち、介護テクノロジー機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内。

◎留意事項

～「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」としての基準額設定は廃止～

主となる機器と付帯して必要となる Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費については、合計して以下のとおり算出します。

- ・主となる機器が介護ソフトの場合は、「介護業務支援に該当する『介護ソフト』」に定める基準額

例1) 介護職員20名の事業所が、職員数により合計金額が変動する介護ソフト50万円+通信環境整備200万円を導入しようとする場合、基準額は150万円となります。

例2) 介護職員15名の事業所が、職員数により合計金額が変動しない介護ソフト100万円+通信環境整備200万円を導入しようとする場合、基準額は250万円となります。

- ・主となる機器が介護ソフト以外の場合は、「介護業務支援に該当する『介護ソフト』」以外に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

例) 見守り機器5台+通信環境整備200万円を導入しようとする場合、基準額は5台×30万円=150万円となります。

「通信環境整備」単体での基準額の設定はありません！

令和6年度：見守り機器30万円／台 + 通信環境整備1,000万円／事業所

↓

令和7年度：見守り機器30万円／台

(見守り機器の基準額に通信環境整備も含む)

5 補助条件

業務改善計画書を作成するものとし、県および厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に提出していただきます。

また、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、「滋賀県介護現場革新サポートデスク（委託先：社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会）」に相談することが必要です。なお、相談にあたっては滋賀県介護現場革新サポートデスクが開催する「専門相談会」の参加する必要があります。

加えて、県および厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に補助を受けた内容に基づき、導入後の効果を報告していただきます。

6 採択に係る優先基準

要件を満たす事業計画（事前協議書）が県の予算額を超えて提出された場合、次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ① 過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金または地域介護・福祉空間整備交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の交付を受けていない事業所であるもの 等

7 事前協議書提出書類

- ① 協議様式
- ② 所要額調書（別紙１）
- ③ 事業計画書（別紙２）
- ④ 補助事業に係る収支予算書（抄本）（別紙３）
- ⑤ 見積書（写し）
- ⑥ カタログ、通信環境整備の場合にあっては工事関係資料・図面等
- ⑦ SECURITY ACTION 自己宣言（写し）
- ⑧ 専門相談会または個別対応時に配布される相談対応シート（写し）
- ⑨ 業務改善計画様式
- ⑩ 委員会の設置状況が確認できる書類
- ⑪ ケアプランデータ連携システムの利用申請（写し）
- ⑫ ケアプランデータ連携システムの連携事業所が確認できる書類
- ⑬ 申請月の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ⑭ 参考様式１および２

※⑩～⑭は該当する場合のみ

なお、該当するか否かについては、次頁に掲載の「提出書類一覧」を参照のこと。

8 その他

- 他の補助金等を受けて導入する介護テクノロジー、介護テクノロジーのパッケージ型による導入および導入支援と一体的に行う業務改善については、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件等の詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金交付要綱およびQ&Aを参照してください。

<参考> 提出書類一覧

	委員会設置	ケアプランデータ連携システムの利用	勤務表	参考様式1、2	ケアプランデータ連携システムにより5事業所以上とデータ連携していることを確認できる書類
介護老人福祉施設	○		（介護業務支援に該当する「介護ソフト」を導入する場合）○		
介護老人保健施設	○				
介護医療院	○				
地域密着型介護老人福祉施設	○				
特定福祉用具販売					
短期入所生活介護	○	○		（介護業務支援に該当する「介護ソフト」を導入する場合）○	（介護業務支援に該当する「介護ソフト」を導入する場合） 基準額に5万円を加算することを希望する場合）○ 且つ
短期入所療養介護	○	○			
特定施設入居者生活介護	○	○			
小規模多機能型居宅介護	○	○			
認知症対応型共同生活介護	○	○			
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○			
看護小規模多機能型居宅介護	○	○			
訪問介護		○			
訪問入浴介護		○			
訪問看護		○			
訪問リハビリテーション		○			
居宅療養管理指導		○			
通所介護		○			
通所リハビリテーション		○			
福祉用具貸与		○			
居宅介護支援		○			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○			
夜間対応型訪問介護		○			
地域密着型通所介護		○			
認知症対応型通所介護		○			

※予防給付・総合事業を行うサービスも準ずる。

Ⅲ 専門相談会の概要

1 目的

- 機器等の導入にかかる経営判断をされる経営層（法人理事、施設長、管理者等）と、実際に機器等を使用される現場職員（リーダー、一般職員等）が出席ください。
- 双方の立場から、介護現場における課題や機器等の導入目的・目標等を明確にさせていただくとともに、介護現場革新（介護現場における業務改善や生産性向上等）にかかる理解を深めていただくことを目的に開催します。

※ 法人本部や事務局等が中心となり、一括して機器等の導入を進められる場合であっても、開催趣旨や目的を鑑み、機器等を導入される事業所から経営層および現場職員が参加されるよう御調整ください。

また、事業所内における様々な要素（職員構成、利用者構成、職場環境等）を踏まえながら、機器等の導入を含む介護現場革新を進めることが重要であることから、原則として事業所ごとの参加を求めることとします。

2 主催

滋賀県介護現場革新サポートデスク（委託先：社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会）

※ 相談対応は、滋賀県介護現場革新サポートデスク職員および「しが介護現場革新アドバイザー」（滋賀県内介護業界団体および職能団体等から推薦を受け、定められた研修を修了する等の一定の要件を満たす者）が行います。

3 開催日程

専門相談会の参加にあたっては事前（開催日の7日前）の申込が必要となります。各回定員に達し次第、申込を締め切りますので、余裕を持って申し込んでください。

日時	場所
令和7年8月22日（金） 10時～12時30分	米原市役所
令和7年8月22日（金） 14時～16時30分	米原市役所
令和7年8月28日（木） 10時～12時30分	滋賀県庁
令和7年8月28日（木） 14時～16時30分	滋賀県庁
令和7年9月1日（月） 10時～12時30分	米原市役所
令和7年9月1日（月） 14時～16時30分	米原市役所
令和7年9月10日（水） 10時～12時30分	滋賀県庁
令和7年9月10日（水） 14時～16時30分	滋賀県庁

4 申込方法

申込期限は開催日の7日前です。（**最終回の申込期限は令和7年9月3日（水）まで**となります。）専門相談会への参加申込は、以下の参加申込フォームから受付けます。

原則として、期日までに「専門相談会」の申込が完了していない事業所の事前協議書は受

付ができません。

<滋賀県庁開催>

<https://forms.gle/FNLKNaC29WnzovBH6>

<2次元コード>



<米原市役所開催>

<https://forms.gle/QyEHZs8765eYjWZx8>

<2次元コード>



5 参加条件

- (1) 事前協議書を提出しようとする事業所単位（サービス種別単位）で参加してください。
ただし、介護老人福祉施設（特養）および併設の短期入所生活介護等において、一体的に Wi-Fi 環境整備を行い、その費用を按分して負担するため、それぞれの事業所から事前協議書を提出しようとする場合は、どちらか一方の事業所が参加することで兼ねることができます。

- (2) 参加にあたっては、経営層（法人理事、施設長、管理者等）1名および現場職員（リーダー、一般職員等）1名以上により構成される計2名以上での参加を原則とします。なお、専門相談会内で実施するワークの効果を最大化するため、計3名以上の職員での参加を推奨します。

- 事業所の職員数が2名以下の事業所については、経営層または現場職員いずれか1名の参加でも可とします。（申込の際に職員数が分かる勤務シフト表等を併せて提出してください。）
- 複数の事業所を兼務している職員を含む場合は、参加申込の際に兼務が確認できる書類（辞令、勤務シフト表等）を併せて提出することで、それぞれの事業所の参加人数に数えることができます。

例) A 事業所 施設長：山田さん	}	兼務が確認できる書類の 事前提出により認められる
現場職員：井上さん		
B 事業所 施設長：山田さん		
現場職員：鈴木さん		

- 複数の事業所を兼務している職員が、同一回の内に、参加を兼ねられる事業所数は2事業所までとし、3事業所以上の参加をされる際は、複数回に参加してください。

例) 第1回専門相談会

A 事業所 施設長（経営層）として 兼 B 事業所 施設長（経営層）として

第2回専門相談会

C 事業所 施設長（経営層）として

- (3) **事前課題として、参加当日までに「気付きシート」の記入を行っていただきます。**「気付きシート」の配布および記入方法等の詳細については、滋賀県介護現場革新サポートデスクホームページ (<https://www.shigashakyo.jp/kaigosupport/news/news-89/>) から確認してください。

6 その他

令和7年度介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業における支援事業所および令和7年度しが介護現場革新アドバイザー在籍法人は、事業所内で業務改善計画を作成するための会議等を実施することにより、専門相談会への参加に代えることができます。

ただし、会議の実施が確認できる議事録の提出が必要になります。該当事業所へは、詳細を別途案内します。

IV 申請方法等

1 申請様式等掲載場所

滋賀県ホームページ（県民の方＞健康・医療・福祉＞高齢者福祉・介護＞助成・支援・補助）
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金の募集」

2 事前協議書提出期限

令和7年9月30日（火） ※消印有効

（令和7年9月3日（水）までに参加申込フォームから「専門相談会」への参加を申込み、「専門相談会」へ参加した事業所のみが事前協議書を提出できます。）

3 郵送先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

4 問い合わせ先 ※内容によっては回答に時間を要することがあります

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL：077-528-3597

FAX：077-528-4851

E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp